



(2) ピックアップニュース

■ 令和3年度講師派遣のラインナップ及び概要

今年度も講師派遣を実施します。皆様方が開催する研修会や授業へ中部事務所職員が出向き、お話しさせていただくものです。ラインナップ及び各概要は以下のとおりです。オンラインでの実施を含め、お問い合わせ、御相談をお待ちしています。

●事業者団体向け

・事業者団体等が実施する下請法についての研修会

「請求書の提出が遅れた場合の支払は?」、「振込手数料は当社負担?」

「注文書を出してくれと言っていい?」 こんな疑問はありませんか?

下請法の基本ルールを、イラストや事例をたくさん盛り込んだ資料を使って説明します(60～90分程度)。

貴団体が主催する研修会の1コマに是非どうぞ(加盟各社の発注・経理担当者向け研修や新入社員を集めた研修にピッタリです。)

親事業者のコンプライアンスのための研修にもご利用いただけます。

申込先：中部事務所下請課

メールアドレス chubu-shitauke@jftc.go.jp

・事業者団体等が実施する独占禁止法についての研修会

事業者団体が構成事業者の価格や供給数量などを制限することは、独占禁止法で禁止されています。独占禁止法上問題となる活動について具体例を挙げながら説明します。

また、事業者のどのような行為が独占禁止法上問題となるのかについても具体的な例を挙げながら説明します（60～90分程度）。

申込先：中部事務所総務課

メールアドレス chubu_soumu@jftc.go.jp

●中小事業者向け

・中小事業者のための移動相談会

取引先による支払遅延や返品などでお困りでしたら、公正取引委員会に御相談ください。同じお悩みを持つ下請・中小事業者（原則3社以上）の代表者・従業員向けに、下請法及び優越的地位の濫用規制について基本的な内容を分かりやすく説明するとともに、相談を受け付ける職員を派遣します。

申込先：中部事務所下請課

メールアドレス chubu-shitauke@jftc.go.jp

●消費者団体，地方公共団体（消費生活関連部局）向け

・消費者セミナー

県・市区町村が主催する消費者向け講座等に職員を講師として派遣し，公正取引委員会の役割のほか景品表示法の概要や違反事例等について説明するセミナーです。商品やサービスの表示は生活に密着したものです。クイズやシミュレーションゲームを交えて分かりやすく説明します。

申込先：中部事務所取引課

メールアドレス chubu_torihiki_seminar2103@jftc.go.jp

●地方公共団体向け

・入札談合等関与行為防止法（官製談合防止法），独占禁止法の研修等

60分～90分間の研修です。法律制定の経緯や具体的な禁止事項などを取り上げます。受講者が法律の内容を理解しやすいよう，実際の摘発事例やクイズを用いて説明を行います。異動により調達・契約等の担当になられた職員の方にとって役立つ内容です。

申込先：中部事務所経済取引指導官

メールアドレス chubu_keizai02329@jftc.go.jp

●大学向け

・独占禁止法教室

90 分間の授業です。競争の重要性について学びます。今年度は,「コンビニエンスストア本部と加盟店との取引」,「スタートアップ事業者の取引慣行」,「デジタル・プラットフォーマー（デジタル広告, オンラインモール・アプリストア）」にも触れていきます。

申込先：中部事務所総務課

メールアドレス chubu-soumu@jftc.go.jp

・消費生活講座

大学に職員を講師として派遣し, 公正取引委員会の役割のほか景品表示法の概要や違反事例等を説明する出前授業です。本講座は, 学生に消費者としてだけでなく将来企業等で働く上でも正しい表示等について知ってもらうことをねらいとしています。

申込先：中部事務所取引課

メールアドレス chubu_torihiki_seminar2103@jftc.go.jp

●高校・中学向け

・独占禁止法教室

基本的には 50 分間の授業です。公民や総合的な学習の時間等の授業の中で、市場経済の仕組みや競争の重要性等について、グループ討議、過去の違反事例紹介、模擬立入検査、公正取引委員会職員による実務経験談等を踏まえて、分かりやすく説明します。

申込先：中部事務所総務課

メールアドレス chubu-soumu@jftc.go.jp

■ 下請課



下請法の普及啓発活動

① 腕試しにどうぞ！ 「下請法道場（中級・上級）」がオープンしました。

これまで、下請法に関心のある方は、公正取引委員会の Web サイトに掲載されているパンフレットやQ & Aを御覧になっていたかと思います。

このたび、クイズ形式で下請法の理解度を試すことができる「下請法道場」に中級編と上級編が加わり、昨秋から開設していた初級編と合わせて全3コースが勢ぞろいしました。

初級編はパンフレットをお読みになった方、中級編と上級編は毎年11月に開催される下請取引適正化推進講習会のテキスト（白いテキスト）をお読みになった方を念頭においた問題（難易度）となっています。

皆さまの下請法の理解度を確認するために、道場の門をクリックしていただくとともに、是非、お知り合いの方にも「下請法道場」を御紹介ください。

●下請法道場はこちら

https://www.jftc.go.jp/regional_office/chubu/chubu_doujou/doujou_index.html

- テキスト・パンフレットはこちら

<https://www.jftc.go.jp/houdou/panfu.html#cmsshitauke>

② 日本公認会計士協会 東海会での下請法研修

令和3年2月3日、日本公認会計士協会 東海会に所属する公認会計士のうち、有志の方30名ほどに対して下請法の研修会を行いました。

公認会計士は、監査及び会計の専門家として独立した立場から企業の公正な事業活動に関与することになっています。このため、親事業者への下請法コンプライアンスの促し・助言という観点から御協力をいただくことはできないかと考えました。

当日は、実際の違反事例を交えて下請法の説明を行うとともに、「下請法違反発見チェックシート」を利用して、広くそれぞれの監査対象の企業（親事業者）にコンプライアンス活動を促していただくようお願いしました。

このような活動を通じ、公認会計士による下請法コンプライアンスの促し・助言、そして親事業者による自主点検・自主改善という枠組みが定着するよう努めていきたいと考えています。

- 下請法違反発見チェックシートはこちら

https://www.jftc.go.jp/regional_office/chubu/shitauke_checksheets.html

③ 管内の弁護士会との意見交換

公正取引委員会中部事務所では、中小・下請事業者が安心して事業活動を行うことができる環境作りのため、管内の弁護士会との間で、①下請法規制対象外となる事案の相談者等を弁護士会に紹介すること、②弁護士会と公正取引委員会中部事務所による共同の相談会を開催すること、③弁護士が顧問先の企業や事業者団体に下請法コンプライアンス活動を促すこと等について意見交換を行っています。

具体的には、令和3年1月14日に、金沢弁護士会、富山県弁護士会との間で、それぞれ Web 会議システムを使って意見交換を行いました（金沢弁護士会とは、令和3年3月8日に2回目の意見交換を行っています。）。

今後も意見交換を重ねつつ、中小・下請事業者が活躍できる環境作りを連携して行っていきたいと考えています。

■ 第一審査課



独占禁止法の厳正な運用

① 管内のタクシー業者の団体に対する注意及び関係団体への周知

ア 関係団体への周知

令和 3 年 1 月, 未然防止の観点から, 中部事務所管内に所在するタクシー業者の団体のうち主要な団体に対し, 下記イの注意の対象となった行為の概要等を周知しました。このような周知は公正取引委員会全体で初めてのものであります。

イ 管内のタクシー業者の団体に対する注意

令和 2 年 7 月, 中部事務所管内に所在するタクシー業者を会員とする団体に対し, 次のとおり, 独占禁止法違反につながるおそれがある行為を行っているとして注意を行いました。

注意の対象となった行為の概要
タクシー事業を営む事業者を会員とする団体 A は, ①団体 A が定める入構章を掲げた会員のタクシーでなければ公共交通機関の B 駅のタクシー乗り場を使用することができない旨を定めており, ②同タクシー乗り場を利用することができるタクシーの台数の上限を定めるとともに, これを会員に割り当てており, ③同タクシー乗り場から 100 メ

ートルの範囲内（同タクシー乗り場を除く。）で会員が客を乗せることを禁止する旨定めている。

上記の行為は、独占禁止法第8条第1号（事業者団体による一定の取引分野における競争の実質的制限）、同条第3号（一定の事業分野における事業者数の制限）及び同条第4号（構成事業者の機能・活動の制限）違反につながるおそれがあるものでした。

② 管内の眼鏡小売業者に対する注意

令和3年3月、中部事務所管内に所在する眼鏡小売業者に対し、次のとおり、独占禁止法違反につながるおそれがある行為を行っているとして注意を行いました。

注意の対象となった行為の概要

眼鏡小売業を営む事業者Cは、①競合する他の眼鏡小売業者に対し、眼鏡フレームの製造業者及び同卸売業者（以下「フレームメーカー等」という。）を通じて、当該眼鏡小売業者の販売価格を引き上げることを要請し、②当該眼鏡小売業者に対し、フレームメーカー等を通じて、眼鏡フレームを当該眼鏡小売業者の店頭から撤去することを要請し、また、③フレームメーカー等に対し、当該眼鏡小売業者に対

する眼鏡フレームの供給を停止させている。

上記の行為は、独占禁止法第 19 条（一般指定第 2 項〔その他の取引拒絶〕、第 12 項〔拘束条件付取引〕及び第 14 項〔競争者に対する取引妨害〕）の違反につながるおそれがあるものでした。

③ 管内の陶磁器製造業者に対する注意

令和 3 年 3 月、中部事務所管内に所在する陶磁器製造業者に対し、次のとおり、独占禁止法違反につながるおそれがある行為を行っているとして注意を行いました。

注意の対象となった行為の概要

陶磁器製造業を営む事業者 D は、自社が製造販売する商品 E について、①自社の公式オンラインストアにおいて販売されている価格（以下「ホームページ価格」という。）よりも低い価格で商品 E を販売している小売業者に対し、卸売業者を通じて、又は直接、商品 E の販売価格をホームページ価格と同額に引き上げるよう要請し、②ホームページ価格よりも低い価格で商品 E を販売している小売業者に商品 E を販売している卸売業者に対し、当該小売業者への販売価格を引き上げるよう要請した。

上記の行為は、独占禁止法第 19 条（同法第 2 条第 9 項第 4 号〔再販売価格の拘束〕）の違反につながるおそれがあるものでした。

■ 取引課



景品表示法

ティーライフ株式会社に対する景品表示法に基づく措置命令について

令和3年3月23日、消費者庁が、ティーライフ株式会社（以下「ティーライフ」といいます。）に対し、措置命令を行いました。これは、同社が供給する「メタボメ茶」と称する食品に係る表示について、景品表示法に違反する行為（同法第5条第1号（優良誤認））が認められたことによるものです。公正取引委員会中部事務所及び消費者庁が調査に当たりました。

ティーライフは、「メタボメ茶」と称する食品を摂取することにより、当該食品に含まれる成分の作用による著しい痩身効果が得られるかのように示す表示をしていました。しかし、消費者庁が、ティーライフに対し、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社から提出された資料は、これを示すものであるとは認められないものでした。

このような表示は一般消費者に誤認を与えるものであり、合理的な商品選択を困難にする可能性があるものです。

（合理的な根拠がない効能・性能の表示は優良誤認表示とみなされます。）

（公取中部だより34ページを併せて御覧ください。）

■ 総務課



広報，広聴活動

① 北陸経済連合会での講演会の開催について

令和 3 年 2 月 18 日に北陸経済連合会が主催するセミナーにおいて、公正取引委員会の職員が講師を務めました。当初は対面での講演も検討しましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を踏まえ、オンラインの方式での実施となりました。

中部事務所原山総務管理官は、「公正取引委員会の最近の活動状況について」、本局競争政策研究センター事務局 井堀課長補佐は、『業務提携に関する検討会』報告書のポイントについて」をテーマに講演しました。

② ミニミニ懇談会（三重県中小企業団体中央会，富山県中小企業団体中央会）

雇用動向の悪化や新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、下請法関連の相談が前年度に比べて増加傾向にあります。そのため、中部事務所では、管内各県の中小企業団体中央会と懇談会を開催し、各県の事業者の方から経済の状況等について伺っています。1 月には三重県、2 月には富山県の中小企業団体中央会との懇談会を開催しました。中部事務所が

らは、中部事務所が発信する情報（公正取引委員会主催の講習会等）について、会員向けのホームページやメールマガジン等で周知できないかという点について検討を依頼しました。

③ 令和 3 年度「公正取引委員会よろず相談室」の開催について（概要、開催日程等）

中部事務所の管内のうち、中部事務所の所在地である名古屋市から遠方の地域（石川県及び富山県）における相談対応の一層の充実を図るため、平成 31 年 2 月から「公正取引委員会よろず相談室」を実施しています。令和 3 年度からは、石川県、富山県における開設を、3 か月に 1 回、連続する 2 日間で実施することとしました。

令和 3 年度の「公正取引委員会よろず相談室」の開催予定は以下のとおりです。取引上のお悩みや、お困りのことがあれば、是非御参加ください。

〔開催予定〕

石川県（石川県地場産業振興センター）

・ 6 月 15 日（火）、9 月 7 日（火）、12 月 7 日（火）、3 月 8 日（火）

富山県（富山県総合情報センター）

・ 6 月 16 日（水）、9 月 8 日（水）、12 月 8 日（水）、3 月 9 日（水）



■ 経済取引指導官

地方公共団体職員のための競争政策・独占禁止法ハンドブックの周知

平成 31 年 3 月に公表した、「地方公共団体職員のための競争政策・独占禁止法ハンドブック」（以下「ハンドブック」といいます。）について研修会を実施しています。

国の行政機関においては、政策評価法に基づく政策評価の一環として規制の新設・改廃が事業者間の競争に及ぼす影響を把握するために「競争評価」を行うことが義務付けられています。ハンドブックは、地方公共団体においても、規制の新設等の際、この競争評価を用いて、競争事業者間の競争状況に及ぼす影響を可能な限り小さくしていただきたいという考えの下に作成したものです。競争評価の具体的な実施方法は、公正取引委員会が作成した「競争評価チェックリスト」に「はい」又は「いいえ」で回答していただき、競争への影響をセルフチェックしていただくものです。

なお、令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、Web 会議システムを用いたオンライン研修会を実施しました。そして、多くの地方公共団体から参加希望をいただきました。このため、それぞれの参加団体の機器に同時に配信を行う必要が生じ、接続テストの方法についても工夫しました。